

令和7年度 第2回人事委員会議事録

一 日 時 令和7年5月21日（水） 午前10時から11時まで

二 場 所 人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

三 出席者

- | | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|--|
| 1 人事委員 | 委 員 長 | 中 本 久美子 | | | |
| | 委 員 | 細 田 耕 治 | | | |
| | 委 員 | 小 松 哲 也 | | | |
| 2 事務局職員 | 事 務 局 長 | 丸 山 真 治 | 次長兼給与課長 | 灘 尾 幸 三 | |
| | 任 用 課 長 | 湯ノ口 修 | 係 長 | 浅 田 瑞 生 | |
| | 係 長 | 河 崎 卓 哉 | 係 長 | 前 田 智 大 | |
| | 主 事 | 玉 谷 航 祐 | 主 事 | 蓮 佛 藍 子 | |
- ※事務局職員の委員室への入室は説明者など必要最小限の人数とし、必要に応じ
て執務室から呼び出す形で対応
- 3 傍聴者 なし

四 議 題

- 議案第1号 鳥取県職員採用試験（令和8年4月採用予定 大学卒業程度（事務（キャリア総合コース）、土木（早期卒））の第1次試験合格者の決定について
- 議案第2号 鳥取県警察官採用試験（令和8年4月採用予定 警察官A・B（1回目）の第1次試験合格者の決定について
- 議案第3号 鳥取県職員採用試験（令和8年4月採用予定 高校卒業程度、短大卒業程度）の実施について
- 議案第4号 鳥取県職員採用試験（令和8年4月採用予定 民間企業等経験者対象）の実施について
- 議案第5号 鳥取県職員採用試験（令和8年4月採用予定 障がい者対象（身体・精神）・高校卒業程度）の実施について
- 議案第6号 鳥取県警察官採用試験（令和8年4月採用予定 警察官A・B（2回目）の実施について
- 議案第7号 令和7年職種別民間給与実態調査の実施に係る専決処分の承認について
- 報告第1号 2025年度給与勧告等に関する要求書について

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第3号から第7号及び報告第1号は公開、議案第1号及び第2号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

鳥取県職員採用試験（令和8年4月採用予定 大学卒業程度（事務（キャリア総合コース）、土木（早期卒））の第1次試験合格者の決定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

◇議案第2号

鳥取県警察官採用試験（令和8年4月採用予定 警察官A・B（1回目）の第1次試験合格者の決定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

◇議案第3号

鳥取県職員採用試験（令和８年４月採用予定 高校卒業程度、短大卒業程度）の実施について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

令和８年４月１日採用予定の標記の採用試験を下記のとおり実施する。

記

１ 試験の概要

（１）募集職種・採用予定者数

職 種	採用予定者数
事務	８名程度
土木	６名程度
電気	１名程度
警察行政	５名程度
司書	２名程度

（２）受験資格

ア 年齢等

事務、土木、電気、警察行政：平成１６年４月２日から平成２０年４月１日までに生まれた人。

ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和８年３月３１日までに卒業する見込みの人（人事委員会が同等の資格があると認める人を含む。）を除く。

※土木、電気について、５月１１日又は６月１５日に実施する大学卒業程度の試験を受験した人は受験不可。

司

書：平成２年４月２日以降に生まれた人

イ 資格

司

書：図書館法第５条第１項に規定する司書の資格を有する人又は令和８年３月３１日までにこの資格を取得する見込みの人

ウ 国籍

警 察 行 政：日本国籍を有していること。

その他の職種：日本国籍を有しない人は就労に制限のない在留資格を取得しているか、令和８年３月３１日までに取得見込みであれば受験可能。

(3) 試験日程

受 付 期 間		7月25日(金)～8月25日(月)(消印有効) (インターネット受付: 7月25日(金) 午前9時～8月25日(月) 午後5時)
第1次試験	試 験 日	9月28日(日)
	試 験 会 場	鳥取会場: 鳥取県庁 米子会場: 鳥取大学医学部講義・実習棟
	試 験 種 目	事務、警察行政 教養試験(多肢選択式)、作文試験、適性検査 土木、電気、司書 教養試験(多肢選択式)、専門試験(多肢選択式)、作文試験、適性検査
	合 格 者 発 表 日	10月8日(水)(予定)
第2次試験	試 験 日	事務、土木、電気、司書 10月下旬のうち指定する1日 警察行政 10月31日(金)
	試 験 会 場	事務、土木、電気、司書 鳥取県庁 警察行政 鳥取県警察本部
	試 験 種 目	事務、土木、電気、司書 人物試験(集団討論及び個別面接) 警察行政 人物試験(個別面接)
	採用候補者発表日	事務、土木、電気、司書 10月下旬(予定) 警察行政 11月21日(金)(予定)

※ 上記内容は、申込状況等により変更することがある。

※ 警察行政の第2次試験は、警察本部に委任して実施。

※ 第1次試験で実施する作文試験の評価は第2次試験で行う。(第1次試験合格者のみ採点。) また、第1次試験で実施する適性検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として使用する。(第1次試験合格者のみ判定。)

2 広報

以下のとおり積極的な広報を実施し受験者確保をはかる。

- ・ 受験案内を作成、県の機関等で配布
- ・ ホームページ掲載
- ・ SNS (LINE、X (旧 Twitter)、Facebook)、メールマガジン
- ・ 県内高等学校、資格取得可能な短大へ送付等
- ・ 報道機関への資料提供
- ・ 関係機関に協力を要請 など

【質疑等】

委 員: 司書はあまり募集しないイメージだがここ数年募集が続いているのは何か理由はあるか。

事務局: 退職のタイミング等があるかもしれない。

◇議案第 4 号

鳥取県職員採用試験（令和 8 年 4 月採用予定 民間企業等経験者対象）の実施について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

令和 8 年 4 月 1 日採用予定の標記の試験を、下記のとおり実施する。

記

1 試験の概要

（1）試験の目的

公務部門に民間等の知識・経験を導入し、新たな業務増や政策課題等に対応するとともに、組織・人事の活性化を図る。

（2）募集職種・採用予定者数

職 種	採用予定者数
事務（民間企業等経験者対象）	6 名程度
土木（民間企業等経験者対象）	3 名程度

（3）受験資格

ア 事務（民間企業等経験者対象）

（ア）年齢

昭和 4 1 年（1 9 6 6 年）4 月 2 日以降に生まれた人であること。

（イ）資格・職務経験等

民間企業等（公的団体を含む。）における職務経験を通算して 5 年以上有している人

①「職務経験」は、平成 2 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの間に、社員等として 1 つの民間企業等（公的団体を含む。）に 1 年以上継続して就業（1 週間の労働時間数が通常の労働者の所定労働時間数のおおむね 3/4 以上の就業）した期間が該当し、職務内容は問わない。

② 1 年以上継続した職務経験が複数ある場合は、それらを通算することができる。

③ 1 年未満の職務経験は通算できない。ただし、雇用期間 1 年未満の雇用契約が更新されることにより、同一の民間企業等（公的団体を含む。）に 1 年以上継続して就業した場合は、その期間を「1 年以上継続して就業した期間」として取り扱う。

④ 上記のいずれにおいても、期間を通算する計算は月単位で行い、月の途中で就職又は退職した場合は、その月は全て就業していたものとみなす。

（ウ）国籍要件

日本国籍を有しない人は、就労に制限のない在留資格を取得しているか、令和 8 年 3 月 3 1 日までに取得見込みであること。

イ 土木（民間企業等経験者対象）

（ア）年齢

昭和 4 1 年（1 9 6 6 年）4 月 2 日以降に生まれた人であること。

（イ）資格・職務経験等

次の a、b のいずれも満たす人

a 民間企業等（公的団体を含む。）における公共工事の設計又は監督の職務経験を通算して 3 年以上有している人

① 公共工事は国又は地方公共団体に関する工事に限る。

② 「職務経験」は、平成 2 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの間の、設計又は監督をした公共工事の契約期間が該当する。ただし、離職等により契約期間の一部において設計又は監督をした場合は、その期間とする。

- ③職務経験が複数ある場合は、それらを通算することができる。
- ④「職務経験」は、社員等として1つの民間企業等（公的団体を含む。）に1年以上継続して就業（1週間の労働時間数が通常の労働者の所定労働時間数のおおむね3/4以上の就業）した期間に限る。
- ⑤雇用期間が1年未満の職務経験は通算できない。ただし、雇用期間1年未満の雇用契約が更新されることにより、同一の民間企業等（公的団体を含む。）に1年以上継続して就業した場合は、その期間を「1年以上継続して就業した期間」として取り扱う。
- ⑥上記のいずれにおいても、期間を通算する計算は月単位で行い、月の中途中で開始又は終了した場合は、その月は算入するものとする。

b 次のいずれかの資格等を有している人

- ①土木施工管理技士（1級又は2級）
- ②技術士（建設部門 / 上下水道部門 / 農業部門 / 森林部門 / 水産部門 / 応用理学部門 / 総合技術監理部門のいずれかに限る。）
- ③RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋 / 港湾及び空港 / 電力土木 / 道路 / 上水道及び工業用水道 / 下水道 / 農業土木 / 森林土木 / 都市計画及び地方計画 / 地質 / 土質及び基礎 / 鋼構造及びコンクリート / トンネル / 施工計画、施工設備及び積算 / 水産土木 / 建設情報のいずれかに限る。）
- ④国又は地方公共団体の職員として上記aの職務経験を有する

（ウ）国籍要件

日本国籍を有しない人は、就労に制限のない在留資格を取得しているか、令和8年3月31日までに取得見込みであること。

（4）試験内容

ア 事務（民間企業等経験者対象）

試験種目		配点	内 容
第1次試験	基礎能力試験	100点	[多肢選択式・・・60分] 公務員として必要な一般的な文章読解、数的処理、論理的思考等の基礎能力、人文・社会、自然に関する一般知識についての筆記試験
	アピールシート試験	120点	[90分] ①職務経験・技能、成果等、②経験等の県政への活用 の2つのテーマで出題。 ※事前提出ではなく、第1次試験当日に試験会場で記入。
	適性検査	—	職務遂行等に関する適性についての検査
第2次試験	人物試験	600点	個別面接による人物についての口述試験 民間企業等における経験の有用性等についての口述試験

（注） 第1次試験で実施する適性検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として使用する。（第1次試験合格者のみ判定。）

なお、アピールシートは、第2次試験の人物試験の参考資料としても使用するとともに、人物試験において記載内容をアピールしてもらう。

イ 土木（民間企業等経験者対象）

試験種目		配点	内 容
第1次試験	基礎能力試験	100点	[多肢選択式・・・60分] 公務員として必要な一般的な文章読解、数的処理、論理的思考等の基礎能力、人文・社会、自然に関する一般知識についての筆記試験

	アピールシート試験	120点	[90分] ①職務経験・技能、成果等、②経験等の県政への活用 の2つのテーマで出題。 ※事前提出ではなく、第1次試験当日に試験会場で記入。
	適性検査	－	職務遂行等に関する適性についての検査
試験 第2次	人物試験	600点	個別面接による人物についての口述試験 民間企業等における経験の有用性、専門知識等についての口述試験

(注) 第1次試験で実施する適性検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として使用する。(第1次試験合格者のみ判定。)

なお、アピールシートは、第2次試験の人物試験の参考資料としても使用するとともに、人物試験において記載内容をアピールしてもらう。

(5) 試験日程

受付期間		8月8日(金)午前9時～9月26日(金)午後5時 ※原則としてインターネットによる申込とする。
第1次試験	試験日	10月19日(日)
	試験会場	鳥取会場：鳥取県庁 米子会場：鳥取大学医学部講義・実習棟 東京会場：ビジョンセンター田町 大阪会場：リファレンス大阪駅前第4ビル貸会議室
	合格者発表	11月7日(金) (予定)
試験 第2次	試験日	11月29日(土)～11月30日(日)のうち指定する1日(予定)
	試験会場	鳥取県庁
	採用候補者発表	12月上旬(予定)

(6) その他

(4) 及び (5) の内容は、申込状況等により一部変更することがある。

2 広報

以下のとおり積極的な広報を実施し受験者確保をはかる。

- ・受験案内を作成、県の機関等で配布
- ・ホームページ掲載
- ・SNS (LINE、X (旧 Twitter)、Facebook)、メールマガジン
- ・報道機関への資料提供
- ・求人サイトへ求人情報掲載
- ・関係機関に協力を要請 など

【質疑等】

委員：資格要件はどの程度難しいものなのか。

事務局：①の土木施工管理技士の2級は任命権者から全国で130万人くらいいると聞いている。公共工事を受注するには、この資格の所有者がいないと受注できないため、公共工事をするような会社にはおられると思う。

委員：年齢要件も昭和41年(1966年)4月2日以降に生まれた人ということで幅広い。

事務局：民間企業等の経験者を対象としているので幅広く設定している。

委員：県職員を一度辞めた方でも受けることは可能か。

事務局：可能である。

◇議案第5号

鳥取県職員採用試験（令和8年4月採用予定 障がい者対象（身体、精神）・高校卒業程度）の実施について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

令和8年4月1日採用予定の標記の採用試験を下記のとおり実施する。

記

1 試験の概要

（1）試験の趣旨

障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、身体障がい者及び精神障がい者の雇用の促進を図る。

（2）募集職種・障がい種別等・採用予定者数

職種	障がい種別等	採用予定者数
事務	身体障がい	1名程度
	身体障がい（鳥取方式短時間勤務職員）	1名程度
	精神障がい	1名程度
	精神障がい（鳥取方式短時間勤務職員）	1名程度
土木	身体障がい又は精神障がい	1名程度
	身体障がい（鳥取方式短時間勤務職員）又は精神障がい（鳥取方式短時間勤務職員）	1名程度
警察 行政	身体障がい又は精神障がい	1名程度

（3）受験対象者

次のいずれかに該当する人

- ・身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から4級までの人
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

（4）受験資格

ア 年齢

昭和61年（1986年）年4月2日から平成20年（2008年）4月1日までに生まれた人

イ 国籍

（ア）事務・土木

日本国籍を有しない人は就労に制限のない在留資格を取得しているか、令和8年3月31日までに取得見込みであれば受験可能。

（イ）警察行政

日本国籍を有していること。

ウ その他（事務（身体障がい（鳥取方式短時間勤務職員）、精神障がい（鳥取方式短時間勤務職員））、土木（身体障がい（鳥取方式短時間勤務職員）又は精神障がい（鳥取方式短時間勤務職員））を受験する人のみ）

鳥取方式短時間勤務（※）を希望する人

※鳥取方式短時間勤務

あらかじめ年間を通じて1週間当たり9時間程度の働き方支援休暇を取得することにより、1週間当たりの勤務時間を30時間等とする勤務形態。給料は、勤務時間数に応じた額となる。

(5) 試験日程

ア 事務・土木

受 付 期 間		8月25日(月)～9月16日(火)(消印有効) (インターネット受付:8月25日(月)午前9時～9月16日(火)午後5時)
第1次試験	試 験 日	11月2日(日)
	試 験 会 場	鳥取会場:鳥取県庁 米子会場:西部総合事務所
	試 験 種 目	教養試験(多肢選択式)、専門試験(土木のみ)、作文試験、適性検査
	合格者発表日	11月20日(木)(予定)
第2次試験	試 験 日	12月上旬(予定)
	試 験 会 場	鳥取県庁
	試 験 種 目	人物試験(個別面接)
	採用候補者発表日	12月中旬(予定)

※ 上記内容は、申込状況等により変更することがある。

※ 第1次試験で実施する適性検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として使用する。
(第1次試験合格者のみ判定。)

イ 警察行政

受 付 期 間		8月25日(月)～9月16日(火)(消印有効) (インターネット受付:8月25日(月)午前9時～9月16日(火)午後5時)
第1次試験	試 験 日	11月2日(日)
	試 験 会 場	鳥取会場:鳥取県庁 米子会場:西部総合事務所
	試 験 種 目	教養試験(多肢選択式)、作文試験、適性検査
	合格者発表日	11月20日(木)(予定)
第2次試験	試 験 日	12月12日(金)(予定)
	試 験 会 場	鳥取県警察本部
	試 験 種 目	人物試験(個別面接)
	採用候補者発表日	12月22日(月)(予定)

※ 上記内容は、申し込み状況等により変更することがある。

※ 第1次試験で実施する適性検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として使用する。
(第1次試験合格者のみ判定。)

※ 第2次試験は、警察本部に委任して実施。

2 広報

以下のとおり積極的な広報を実施し受験者確保をはかる。

- ・受験案内を作成、県の機関、警察署等で配布
- ・ホームページ掲載
- ・SNS (LINE、X (旧 Twitter)、Facebook)、メールマガジン
- ・報道機関への資料提供

- ・ 県内特別支援学校、障がい福祉関係団体へ送付
- ・ 関係機関に協力を要請 など

【質疑等】

委 員：鳥取方式短時間勤務職員も試験の対象に加わり、受験者もそちらを希望する方が多くなるのではないかという印象があるが、応募状況によって採用予定者数が変わるということはないということでしょうか。

事務局：変わらないと思われる。

◇議案第 6 号

鳥取県警察官採用試験（令和 8 年 4 月採用予定 警察官 A・B（2 回目））の実施について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

令和 8 年 4 月 1 日採用予定の標記の採用試験を下記のとおり実施する。

記

1 試験の概要

(1) 試験区分・採用予定者数

試験区分		採用予定者数
警察官 A	警察官（男性）	10 名程度
	警察官（女性）	3 名程度
	警察官（サイバー犯罪捜査官）	1 名程度
警察官 B	警察官（男性）	25 名程度
	警察官（女性）	5 名程度
	警察官（チャレンジコース）	2 名程度

(2) 受験資格

ア 年齢要件

(ア) 警察官 A

平成 2 年 4 月 2 日以降（警察官（サイバー犯罪捜査官）は昭和 6 2 年 4 月 2 日以降）に生まれた人

(イ) 警察官 B

平成 2 年 4 月 2 日から平成 20 年 4 月 1 日までに生まれた人

イ 学歴要件

(ア) 警察官 A

学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和 8 年 3 月 31 日までに卒業する見込みの人（人事委員会が同等の資格があると認める人を含む。）

(イ) 警察官 B

警察官 A 以外の人

ウ 国籍要件

日本国籍を有していること

エ その他の要件

警察官（サイバー犯罪捜査官）を受験する人にあたっては、情報処理の促進に関する法律第 9 条第 1 項に規定する情報処理安全確保支援士試験又は第 29 条第 1 項に規定する情報処理技術者試験に合格していること（基本情報技術者試験、IT パスポート試験、情報セキュリティマネジメント試験及び初級システムアドミニストレータ試験を除く。）

(3) 試験日程

受 付 期 間		7月25日(金)～8月25日(月)(消印有効) (インターネット受付:7月25日(金)午前9時～8月25日(月)午後5時)
第1次試験	試 験 日	9月28日(日)
	試 験 会 場	鳥取会場:鳥取県庁 米子会場:鳥取大学医学部 講義・実習棟
	試 験 種 目	教養試験(警察官(チャレンジコース)以外)、基礎能力試験(警察官(チャレンジコース)のみ)、適性検査、資格加点(警察官(男性)及び警察官(女性)受験者のうち英語、中国語、韓国語、ベトナム語、スペイン語、柔道、剣道、拳銃、財務、情報処理において一定の資格等を有する者及び「公認心理師」又は「臨床心理士」の資格を有する者に加点)
	合 格 者 発 表 日	10月8日(水)(予定)
第2次試験	試 験 日	11月10日(月)～11月12日(水)(予定)
	試 験 会 場	鳥取県警察本部、鳥取県警察学校
	試 験 種 目	人物試験(個別面接)、論文試験(警察官Aのみ)、作文試験(警察官Bのみ)、身体検査、体力検査、専門試験(警察官〈サイバー犯罪捜査官〉受験者のみ)
	採用候補者発表日	12月8日(月)(予定)

※ 上記内容は、申込状況等により変更することがある。

※ 第2次試験は警察本部に委任して実施。

(注) 第1次試験で実施する適性検査の評価は第2次試験で行う。(第1次試験合格者のみ判定する。)

2 広報

以下のとおり積極的な広報を実施し受験者確保をはかる。

- ・受験案内を作成、県の機関、警察署等で配布
- ・ホームページ掲載
- ・SNS (LINE、X (旧 Twitter)、Facebook)、メールマガジン
- ・報道機関への資料提供
- ・求人サイトへ求人情報掲載
- ・大学及び高校へ求人情報提供
- ・関係機関に協力を要請 など

◇議案第7号

令和7年職種別民間給与実態調査の実施に係る専決処分の承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

下記のとおり令和7年職種別民間給与実態調査の実施に係る専決処分を行ったので報告するとともに承認を求める。

1 専決処分の理由

共同調査者である人事院が、当該調査の実施について令和7年4月18日に報道発表したことに伴い、当委員会としても、円滑かつ適正な調査の実施に向けて、速やかに諸準備を行う必要があり、人事委員

会を開催するいとまがなかったため。

2 専 決 処 分 日

令和7年4月23日

記

令和7年職種別民間給与実態調査の実施について

1 目 的

県職員の給与を県内民間事業所従業員の給与と比較検討するための資料を得ること（人事院等との共同調査であり、全国の調査結果を集計したものは国家公務員の給与との比較の資料となる。）

2 調査対象

（1）調査対象事業所

令和7年4月現在における県内の企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の240事業所

企 業 規 模...調査対象事業所も含めた企業全体の従業員数

事業所規模...調査対象事業所の従業員数

（2）調査事業所

（1）の中から人事院が無作為抽出により選定した135事業所

3 調査方法

調査員による実地調査を基本としつつ、必要に応じて対面によらない方法も活用する。

4 調査期間

令和7年4月23日（水）から6月13日（金）まで

5 主な調査内容

- ・本年4月分の個人別給与の支給状況（職種（事務・技術等）別、年齢別、学歴別）
- ・初任給の支給状況（職種（事務・技術等）別、学歴別）
- ・昨年8月から本年7月までに支払われた賞与及び臨時給与の支給状況（支給総額、支給人員等）
- ・各種手当の支給状況
- ・高齢者雇用施策の状況 など

◇報告第1号

2025年度給与勧告等に関する要求書について、事務局が説明した。

【説 明】



鳥取県人事委員会

委員長 中 本 久美子 様

【報告第 1 号】

2025年4月 15 日

鳥取県職員労働組合

執行委員長代行 谷 田 恭 伸



鳥取県現業公企職員労働組合

執行委員長 前 田 和 俊



鳥取県教職員組合

執行委員長 細 砂 直



鳥取県高等学校教職員組合

執行委員長 岡 島 恒 志



鳥取県教育委員会事務局労働組合

執行委員長代行 榎 村 賢 二



鳥取県会計年度任用職員労働組合

執行委員長 岩 崎 尚 美



地方独立行政法人

鳥取県産業技術センター職員労働組合

執行委員長 中 野 陽



全日本自治団体労働組合鳥取県本部

執行委員長 三 浦 敏 樹



2025年度給与勧告等に関する要求書

貴委員会におかれましては、地方自治の発展と、それを支える地方公務員の賃金労働条件の整備に日々ご精励のことと存じます。

私たち鳥取県に働く全ての地方公務員は、雇用形態にかかわらず、県民の負託に応え、豊かな地方自治と教育を創造するために励んでおります。しかし、本県の賃金水準は全国最低であり、人材の確保が困難になりつつあり、とりわけ学校現場や知事部局の専門職においては職員の確保ができない状態となっています。

貴委員会は、地方公務員の労働基本権制約の代償機関であることを含め、職員の利益保護の役割を十分に果たすことが求められます。また、鳥取県の人口流出が続き、県職員への応募者が減少し続けている現状を十分にふまえ、下記事項の実現に向けて、最大限の努力をしていただきますよう要求します。

記

一. 賃金改善の要求

- (1) 行政、教育、医療サービスの全国水準を担保するとともに人員確保のため、全世代の給与水準を全国水準に合わせて改善すること。都道府県低水準が続いているラスパイレス指数を、100に近づけるよう努力すること。
- (2) 人員確保が困難化している獣医師、薬剤師、看護師、教員、保育士、児童相談所職員、総合土木職等について、待遇を改善することなどにより適正な人員を早急に確保すること。
- (3) 全ての給料表および級において号給延長を行うこと。

二. 非正規雇用職員の処遇改善の要求

- (1) 公務の運営に欠かせない非正規雇用職員の任用や処遇改善にかかわって、2017年5月11日に成立した「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」および2023年4月26日に成立した「地方自治法の一部を改正する法律」をふまえ、非正規雇用職員の処遇が改善される方向で人事委員会として必要な対応を行うこと。
- (2) 会計年度任用職員の休暇制度を正規と同等に拡充するよう、各任命権者に対して指導すること。
- (3) 会計年度任用職員の継続雇用不安に直結している、育児休業、介護休業、病気休業等の取得要件を緩和すること。とりわけ、任用期間又は任用予定期間を6月以上としている取得要件については撤廃すること。

三. 職位整備の要求

- (1) 少数職種をはじめとする職位の整備を速やかに前進させるとともに、「人材育成、能力開発に向けた基本方針」にもとづいた公正な任用を行うよう任命権者に対して指導すること。
- (2) 定年引上げをふまえ、職員の士気、モチベーション維持のため、職位の整備を進めるよう任命権者に対して指導すること。
- (3) 長時間労働の是正のため、人員確保を図るとともに、適切な人員配置、業務の削減に取り組むよう各任命権者に対して指導すること。

四. 諸手当改善の要求

- (1) 月45時間を超える時間外勤務手当の支給率を100分の150とすること。
- (2) 自動車利用者に対する通勤手当について、駐車料金を含めた実費弁済とすること。
- (3) 育児休業者について、一時金や退職手当の支給率等すべての除算率を改善すること。
- (4) 扶養手当の教育加算額を引き上げること。
- (5) 新規採用者に赴任旅費を支給できるよう改善すること。
- (6) 高齢者部分休業をした者の退職手当における除算期間を、実際に休業を行った時間を基に計算すること。
- (7) 待機を要する全ての業務に対し、手当を支給すること。
- (8) 産業教育手当を再支給するよう、任命権者に対して指導すること。

五. 休暇制度改善の要求

(1) 病気休暇制度を以下のとおり改善すること。

- ア 現在一疾病180日間のクーリング期間について、国と同様に20日に短縮すること。
- イ メンタル疾患等特定疾病に関する休暇期間を180日へ延長すること。
- ウ 病気休暇の積算対象とならない、定期通院に対して職務専念義務免除とすること。

(2) 介護に係る支援制度を以下のとおり改善すること。

- ア 介護休暇期間を1年に延長すること。
- イ 介護休暇の対象範囲を三親等まで拡大すること。
- ウ 介護休業制度を創設すること。
- エ 「短期介護休暇」の取得日数を1人あたりにするとともに、1人につき10日とすること。

(3) 特別休暇の育児時間を1日120分(60分×2回の分割取得も可能)に延長すること。

(4) 子育て休暇を以下のとおり改善すること。

- ア 取得日数を子1人あたりにするとともに、1人につき10日とすること。
- イ 対象年齢を要件にかかわらず、18歳まで拡大するとともに、取得事由を中学生以下の場合と同一にすること。
- ウ 養育の実態がある三親等まで対象を拡大すること。

(5) 不妊治療に関する休暇を以下のとおり改善すること。

- ア 特別休暇の不妊治療休暇を、頻繁な通院等の要件にかかわらず年10日とすること。
- イ 特別休暇及び病気休暇が取得しやすい環境や運用を整備するよう各任命権者に対して指導すること。
- ウ 不妊治療について長期の休暇が取得できるよう制度化すること。

六. 労働基準監督強化の要求

(1) 勧告・報告に教員を含めた全ての職員の時間外勤務の正確な集計を記載するとともに、各任命権者に対し、時間外勤務の正確な実態把握と事後検証を基にした、人員配置や増員、業務の廃止を含めた見直しなど、時間外勤務の具体的な縮減策を講じるよう指導すること。

(2) 時間外勤務記録が正確になされているか定期的に調査し、必要に応じて各任命権者に対して是正勧告を行うなど、人事委員会として労働基準監督権を適切に行使すること。

七. 職場環境改善の要求

(1) 長期療養者の人数、特に精神疾患の者が増加している実態をふまえ、メンタル疾患罹患を含む業務による健康被害の防止策について、実態を把握したうえで、実効性のあるものとなるよう各任命権者に対して指導すること。

(2) 労働災害を防止するため、管理職の責任を明確にして労働安全衛生体制の確立をするよう各任命権者に対して指導すること。

(3) 良好な職場環境の整備は使用者の責任であることをふまえ、ハラスメントに当たるかどうかに限らず、勤務環境を悪化させる恐れのある行為が発生しないよう、各任命権者への指導を含め積極的な対応を行うこと。また、研修体制の強化や発生した場合の対応について、各任命権者に対して指導を行うこと。

(4) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づき、特定事業主行動計画が実効あるものとなるよう、各任命権者に指導すること。

- (5)休職者の職場復帰支援策の改善を各任命権者に対して指導すること。
- (6)育児や介護等の事情で離職した職員の再採用制度を、他県や国の取り組みをふまえ創設すること。
- (7)誰もが利用できる短時間勤務制度を創設すること。特にガンの治療をしながら勤務できるような制度を整備すること。
- (8)地方公務員法第8条の第1項第2号をふまえて、健康管理と福利、厚生制度を勤務条件の重要事項と位置づけ、適正な制度の整備と運用を図るよう各任命権者に対して指導すること。
- (9)全ての職種に対し、妊娠時の業務軽減のため、職員を配置できるような予算措置を講ずるよう各任命権者を指導すること。
- (10)労働基準法第36条第1項に規定する協定について、遵守するよう適切に各任命権者並びに所属長に対して指導すること。
- (11)他の地方公共団体及び民間の状況を踏まえ、禁錮以上の刑を受けた場合の救済措置を定めた条例制度の制定について勧告・報告を行うこと。
- (12)現行の「教職員の評価・育成制度」及び「人事評価制度」は、評価結果に納得が得られておらず、育成の観点から所属長が丁寧な説明を行うよう各任命権者ならびに所属長に対して指導すること。そのうえで、人事評価制度をはじめとする勤務条件等の相談窓口を職員に周知すること。

八. 高齢雇用制度の要求

以下のことを各任命権者に指導すること。

- (1)多様な働き方が選択できる制度設計を行うこと。とりわけ、少数職種の短時間勤務の制度設計を行うこと。
- (2)引上げた定年までは昇給を実施するとともに、60歳以下の賃金水準を下げないこと。
- (3)退職手当については、勤続年数、支給率とも上限を引き上げること。
- (4)少数職種について、再任用時の格付けの改善を図ること。
- (5)再任用職員に対し、扶養手当を支給すること。
- (6)定年引上げ期間中も、計画的・継続的な新規採用試験を実施すること。

六 次回人事委員会の開催

令和7年6月12日（木）午前9時30分から開催することとした。